

日高町光ブロードバンド 加入促進助成について

町では、現在、オンラインを中心とした社会変革に対応するため、光回線未提供エリアへの光回線整備が令和4年6月に完了し、町内全域にて光ブロードバンドサービスが利用できるようになりました。

光回線の加入促進として、指定期間内に新規で光ブロードバンドサービスに加入された方を対象に助成事業を実施します。

対象者

○日高町内に住所を有する個人又は事業者

※光回線未加入の方に限りますので、申請する方は、光回線の加入に向けた「仮加入申込書」をご提出願います。

※町税等の滞納がある方は、対象外となります。

期 限

○「**令和5年3月31日まで**」に光ブロードバンドサービスに新規で契約された方

助成金

○光ブロードバンドサービス新規加入者1件につき**10,000円**

※1回線につき、1回限りです。

申請方法

○光ブロードバンドサービス加入後、裏面の「日高町光ブロードバンド加入促進補助金交付申請書」に、必要書類を添えてご提出願います。

※提出書類

- ・日高町光ブロードバンド加入促進補助金交付申請書
- ・光ブロードバンドサービスの加入契約が確認できる書類
- ・振込口座の確認できる通帳の写し



【提出先】日高町役場企画財政課、水・くらしサービスセンター、厚賀出張所
日高総合支所地域経済課

【お問い合わせ先】 日高町役場企画財政課 01456-2-6181